○財務省令第五十六号

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百五十一号）の施行に伴い、並びに地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）第三条の規定に基づき、及び特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）第十六条第一項第一号の規定を実施するため、地震保険に係る再保険金の概算払に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月十七日

財務大臣　麻生　太郎

地震保険に係る再保険金の概算払に関する省令の一部を改正する省令

地震保険に係る再保険金の概算払に関する省令（平成十年大蔵省令第百二十三号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第二の契約の相手方の負担額の欄3．中「100」及び「5」を削る。

別紙様式第三を次のように改める。

地震

様式第3

（被災年月日　平成　年　月　日）

地域別元受支払保険金支払見込額明細表

法人名

No.

地域別	契約高				支払見込額																合計	
	建物		家財		建物								家財									
					全損		大半損		小半損		一部損		全損		大半損		小半損		一部損			
都道府県	市区郡	件数	保険金額 千円	件数	保険金額 千円	件数	支払見込額 千円	件数	支払見込額 千円	件数	支払見込額 千円	件数	支払見込額 千円	件数	支払見込額 千円	件数	支払見込額 千円	件数	支払見込額 千円	件数	支払見込額 千円	千円
合計																						

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年六月十七日から施行する。ただし、別紙様式第三については、平成二十九年一月一日から施行する。

2　別紙様式第三は、平成二十九年一月一日以後に締結する地震保険契約について適用し、同日前に締結した地震保険契約については、なお従前の例による。

○経済産業省令第七十五号

経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）を実施するため、経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月十七日

経済産業大臣　林　幹雄

経済産業省組織規則の一部を改正する省令

経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「企画官四十八人」を「企画官五十人」に改める。

第九条の見出し中「統括地域活性化企画官、地域活性化企画官及び」を削り、同条第一項中「地域活性化企画官及び」を削り、同条第二項、第三項及び第四項を削り、第五項を第二項とする。

第十条の見出し中「工業用水道計画官」の前に「統括地域活性化企画官、地域活性化企画官及び」を加え、同条第一項中「産業施設課に、」を「地域産業基盤整備課に、地域活性化企画官二人及び」に改め、同条第二項を第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　地域活性化企画官二人のうちから経済産業大臣が指名する者を統括地域活性化企画官とする。

3　地域活性化企画官は、命を受けて、地域産業基盤整備課の所掌事務のうち産業立地及び地域における商鉱工業一般の振興に関する政策の企画及び立案に参画する。

4　統括地域活性化企画官は、命を受けて、地域産業基盤整備課の所掌事務のうち産業立地及び地域における商鉱工業一般の振興に関する政策の企画及び立案に参画し、及び地域活性化企画官の職務を統括する。

第十四条の二を削り、第十四条の三を第十四条の二とし、第十四条の四を第十四条の三とする。